

川南スポーツ合衆国 会員規約

(名称)

第1条 本クラブは、川南スポーツ合衆国（以下「クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、サンバ（3つの場（地域コミュニティの形成の場、子供たちに家の外で活動することの楽しさを伝える場及び一般市民のストレス解消、健康増進の場））活動をスポーツを通して提供し、もって地域スポーツ振興及び普及に寄与することを目的とする。

(総合型地域スポーツクラブの定義)

第3条 総合型地域スポーツクラブとは、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブである。

(運営・管理)

第4条 会員に係る運営管理は、本クラブが行う。

(服装)

第5条 活動を行う際の服装は、特に指定は行わないが、活動を行うことに適した服装であること。

(送迎)

第6条 送迎は、会員の責任で行うこと。ただし、未成年の会員の場合は、保護者の責任で行う。

(入会資格)

第7条 本クラブに入会を希望する者（以下「希望者」という。）は、本クラブの目的としたところの規約及び会員規約を同意した者とする。

(入会)

第8条 希望者は、入会申込書に必要事項を記入、押印の上、本クラブに提出すること。

2 希望者は、前項の手続きを行う場合、併せて、別表に定める会費を納めること。

3 本クラブは、入会申込書を受理し、別に定める規約と照らし、問題が無いと判断した場合は、希望者を会員として認める。ただし、希望者を会員として認めない場合に限り、文書でその旨を通知する。

(会費の納入)

第9条 会員は、毎月別表に定める会費を指定された納入袋で納入すること。

2 会員は、1か月間休む場合は、休む月の最初の教室までに講師又は事務局に連絡を行えば、その月の会費を免除するものとする。

(傷害等の対応)

第10条 会員は、活動中又はその前後に発生した傷害等については、本クラブで加入する保険の範囲内において適応する。ただし、初回月会費納入後の最初の活動からの適応とする。

2 会員が所有する物品等の管理は、自己責任で管理し、本クラブでは一切の責任を負わない。

(除名)

第 1 1 条 次に該当する会員は、本クラブの判断及び協議により除名することができる。

- (1) 本クラブの目的、規約に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけたとき又は秩序を乱したとき、
- (3) 会費を3ヵ月以上納入しないとき。

(退会)

第 1 2 条 次に該当する会員は、退会とする。

- (1) 退会届を、本クラブに提出したとき。
- (2) 前条の除名を受けたとき。

(返金)

第 1 3 条 納入された会費は、原則的に返金しない。

(個人情報)

第 1 4 条 会員の個人情報は、本人の許可を受けず第三者に開示しない。ただし、保険金の請求等のサービスの種類によっては、必要範囲内で第三者に開示する場合がある。

2 本クラブが行う事業中の写真等は、本クラブに帰属する。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

入会金及び会費額

教室名	区分	入会金	月会費	
体験教室	中学生以下	1,000 円	月 2 回	1,000 円
			月 4 回	1,500 円
	高校生以上	2,000 円	月 2 回	1,500 円
			月 4 回	2,000 円
赤ペン教室	小学生	1,000 円	月 1 2 回	3,000 円
U-15 サッカー教室	中学生	別途定める	月 1 2 回	別途定める